



# 米中貿易摩擦への対処・整備進む中国知

**Q** 米中貿易摩擦に対処する中で、中国は知的財産権法制の整備を進めていると伝えられていますが、具体的にはどのような内容ですか。

**A** 中国は既に高度の知的財産権法制を有していますが、現在の米中貿易摩擦に対処する必要もあって、さらに整備を加速させ、信義誠実原則の順守、知的財産権保護の高度化、内外人对等の原則等を徹底するよう、法令の改正を進めています。

2018年に始まった米中間の貿易摩擦は、本稿執筆段階の19年末5月末になっても収まる気配がありません。米国は、中国が知的財産権を保護していない、知的財産権を有する米国企業を買収し、あるいは違法にノウハウを窃取し、また、中国に進出する外国企業に対して技術の開示や中国企業への移転を強制している等と非難しています。

本誌18年12月号で荒井寿光氏(元特許庁長官)が述べられた表現を借りれば、米中間紛争の本質は、「知財強国への道を突き進む中国」の力が、20世紀の覇者米国の脅威になるほどに高まったことで発生した「米中知財戦争」であり、21世紀の技術覇権を巡って長く続く紛争の序幕とも言えるようにも思われます。

中国が知的財産権保護のために既に施行している法制度は先進国とほぼ同等の内容であり、その制度を利用した特許出願等も世界一の規模を誇っています。

さらに、18年秋以降、そのレベルを上げるために一連の法令改正に取り組み、19年4月までには、ほぼ現段階の整備を終えたと考えられます。以下、約半年の間に異例の速さで進められた知的財産関係法令の最新の整備を概観します。

## 1. 外商投資法の新設

周知のように、全人代は19年3月15日に外商投資法を成立させました(施行日は20年1月1日)。

外商投資法は、外国からの投資について従来適用されていたいわゆる外資3法に代わって統一した外資法であり、その特徴は国が制定する特定の領域(ネガティブリスト)を除いて、国内企業と同等の待遇(内国民待遇)を保障する(4条)ところにあります。

知的財産の保護と技術協力(中文は技術合作)については、22条に規定されており、その1項で知的財産権の保護と知的財産権侵害行為に対する法的責任の追及を定め、2項では「国家は外商投資の過程において自由意思の原則及び商業規則に基づいて技術協力を実施することを奨励する。技術協力の条件は投資各方が公平の原則に従い平等に協議して確定する。行政機関及びその職員は行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならない」と規定して、行政手段による強制的な技術譲渡を禁止しました。

## 2. 技術輸出入管理条例の一部改正

技術移転の実務と直接関係するのは、「技術輸出入管理条例」(以下、「条例」といいます)の改正です。

今回の条例改正は、全55条のうち、24条3項、27条、29条の3カ条を削除することであり、19年3月18日に公表され、即日施行されました。これにより内国民待遇が実現し、外国企業にとって判断の中も拡がります。

### (1) 条例24条3項(第三者権利の侵害と技術提供者の責任)の削除

削除対象となった24条3項の規定は、「技術輸入契約の技術受領者が契約の約定に従い技術提供者の提供した技術を使用したことにより、他人の合法的權益を侵害した場合は、技術提供者が責任を負う」旨の条項でした。

他方、1999年施行の契約法(以下、「法」といいます)353条は、「譲受人が約定に従い特許を実施し、技術秘密を使用したことにより他人の合法的權益を侵害した場合は、譲渡人が責任を負う。ただし当事者が別段の約定をしたときは除く」と定めて、譲渡人が責任を負うことを原則としながらも、これと異なる約定の有効性を認めています。

条例24条3項が削除されたことにより、外国企業による技術移転についても法353条が直接適用されることになり、初めて内国民と同じ処遇を受けることとなりました。

このため、万一提供した技術の使用が第三者の特許権侵害等を生じた場合に、技術提供者である外国企業が免責され、または責任が軽減されるためには、技術移転契約書等において技術受領側との間でその旨の合意がなされていることが不可欠となります。技術提供者にとっては、実務上この点に充分留意することが重要です。

### (2) 条例27条(改良技術の帰属)の削除

削除された条例27条は、契約期間中に供与技術を改良した技術の帰属について定め、「技術輸入契約の有効期間内において、技術改良をした成果は改良した側に帰属する」旨の規定でした。

条例27条が廃止された結果、改良技術については法354条が直接適用されることとなります。法354条は、「当事者は互恵の原則に従い、技術譲渡契約中に特許の実施、技術秘密の使用に後続して改良した技術成果の分益方法を定めることができる。約定がなく又は約定が不明確で本法第61条の規定によっても確定できない場合は、一方当事者が後続して改良した技術成果について、他の当事者は利益を分ち受けることができない」と定めています。これによると、改良技術の「帰属」よりも「分益」をはかるべきとされ、①事前の約定、②補充協議(契約法61条)、③契約関係条項又は取引の慣行(同上)の順に従って分益の内容を確定することになり

# 知的財産法制

中島敏法律特許事務所  
弁護士・弁理士 中島 敏

ます。これが確定できない場合には、技術を改良した側が専ら利益を得ることになり、条例 27 条が適用されたのと同じ結果になってしまいます。当事者間で、技術移転契約締結時に、改良技術の定義、範囲を判断する基準、利益を配分する基準等について、事前の約定をいかに定めるかの実務に委ねられることとなります。

### (3) 条例 29 条 (制限条項の禁止) の廃止

廃止された条例 29 条は、技術提供側が技術受領側に対して次のような要求又は合理的でない制限を行うことを禁止した規定です。

すなわち、①必須でない技術、設備の購入等、②特許権有効期間満了後又は特許無効宣告後の使用料支払い、③技術の改良、使用の制限、④類似技術、競合技術の取得を制限、⑤原材料、設備等の購入経路の制限、⑥生産数量、売買価格等の制限、⑦製品の輸出ルート等の制限でした。

条例の上位法である法 329 条は、「技術を不法独占し、技術進歩を妨害し又は他人の技術成果を侵害する技術契約は無効とする。」と規定しています。

さらに、最高人民法院が定めた司法解釈「技術契約紛争案件の審理に法律を適用する若干の問題に関する解釈」10 条には、前記 7 項目のうち、ほとんどの行為が法 329 条の「不法な技術独占、技術進歩の妨害」に該当する具体的行為として明示されています。外国企業にとって、条例 29 条の規定が消滅し契約法が直接適用されることとなったとしても、禁止行為であることに変わりはありません。

## 3. 特許法第 4 次改正の審議開始

特許法第 4 次改正については、米中貿易摩擦が生じた後に国務院常務委員会が正式の改正案が採択され、全人代に提出されたことが 19 年 1 月 4 日に公表されました。

改正案は、特許権の行使が信義誠実の原則を順守しなければならない、権利を濫用してはならないことを明示したうえで、特許権の侵害がなされた場合には十分な救済が為されるよう特許権保護を強化する姿勢を明確に表明したものとなっています。主な条項は次のとおりです。

①特許出願と特許権の行使は信義誠実の原則を順守しなければならない。特許権を濫用して公共の利益と他人の合法的権益に損害を与え、または競争を排除、制限してはならない。②故意による侵害行為で情状が重大な場合の損害賠償の上限をそうでない場合の 5 倍とすることができる。③損害額認定が困難な場合の法定賠償額について、その上限を 100 万元から 500 万元へと 5 倍化する。④賠償金額算定のために帳簿・資料の提出が不可欠の場合、法院は侵害者に対し帳簿の提出を命令することができ、侵害者が提出しないときは権利者の主張と提供した証拠を参考に損害額を認定することができる。⑤特許権侵害による損害賠償請求の訴訟時効を 2 年から 3 年に延長する。⑥中国では裁判所だけでなく、地方政府 (地方行政機関) も知的財産権紛争の処理にあたること

ができる。ただし、請求できるのは侵害行為の差止に限り、損害賠償については調停を求められるに止まる。今回新たに、中央政府である国務院の特許行政部門も全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争の処理を行うことができる旨が新しく定められた。⑦意匠特許権の保護期間を 10 年から 15 年に変更する。⑧医薬品特許について一定の要件のもとで最大 5 年間の特許期間延長を認める。⑨特許の活用を促進するため、「開放許諾」(中文は「開放許可」)の制度を新設する。これは、特許権者が実施許諾料の支払方法と基準を明確に定めて、何人に対しても実施許諾する旨を表明して、これを知識産権局が公告し、実施希望者が書面で特許権者に通知して、実施許諾料を上記支払方法と基準に従って支払うことによって特許権実施契約が成立する、特許発明活用の新たな制度を設ける。

特許法改正だけは本稿執筆時においては未成立ですが、本年中には成立の見通しです。

## 4. 商標法の改正

商標権の改正が 19 年 4 月 23 日に成立し、同年 11 月 1 日から施行されることとなりました。

商標権の侵害が故意によってなされ、情状も重大である場合には、通常の侵害事件の 1 倍以上 5 倍以下の賠償金の支払を命じることができる (従来は 1 倍以上 3 倍以下)、また損害賠償の算定が困難な場合に裁判所が定めることのできる法定賠償額の上限を従来の 300 万元から 500 万元へ増額しました (63 条 1 項、3 項)。これにより商標権の保護を強化しました。

## 5. 反不正当竞争法の改正

反不正当竞争法も 19 年 4 月 23 日の全人代常務委員会により改正決定され、決定の公布日から施行されました。

改正法では、事業者が故意に営業秘密を侵害する行為を行い、情状が重大な場合には、通常の賠償額の 1 倍以上 5 倍以下の賠償額を確定できる旨の規定を新設し、また不正競争行為によって受けた損害額の算定が困難な場合に裁判所が認定できる賠償額を 500 万元以下とすることとし、従来の規定 300 万元以下から増額しました (17 条)。これにより、営業秘密の保護を強化しました。

## 6. 最高人民法院の特許訴訟上訴審管轄

全人代は 18 年 10 月の決定で、意匠特許を除く特許、技術秘密等の民事訴訟、及び意匠特許を含む知識産権局の処分に対する行政訴訟に関しては、従来の高級法院でなく最高人民法院が上訴審 (中国は二審制です) を直接管轄することを決めました。分野を定めて上訴審を最高人民法院が一括して管轄するとしたのは初めてのことであり、中国が知的財産権を重視していることの現れと理解されます。